

公益事業における料金割引について

電力・ガス・電気通信・鉄道の場合

第一経営経済研究部研究官 沼田 吾郎

[要約]

1 はじめに

公益事業の料金制度は、料金メニューの多様化、弾力的運用に向け、認可制から、原則届出制、または、一部届出制に移行されているが、多様化する料金メニューのうち、特に、料金割引に関して、電力・ガス・電気通信・鉄道における具体的条件、算出方法について調査した概要について述べる。

2 電力

電力の料金割引には、負荷率（設備稼働率）を平準化するために、電力需要のピーク時（夏季の昼間）には電気料金を通常より高く、逆にその他のオフピーク時には電気料金を通常より安く設定したピークロード料金が導入されている。ピークロード料金には、主に①季節別・時間帯別に料金を設定し、需要家の毎日の電力使用パターンを固定する需給調整契約制度、②需給調整契約制度よりも緩やかではあるが、季節別・時間帯別に料金が設定されている季節別時間帯別電力、④主に家庭用電気温水器を対象とし、通電時間を深夜に限定した深夜電力、⑤家庭用需要を対象とし、昼夜間の料金に格差を設けた時間帯別電灯などがある。

また、ピークロード料金以外に、需要家設備の電気の使用効率に応じて、電気料金の基本料金が引き、割増しされる力率割引、割増し制度がある。

3 ガス

ガスの料金割引にも電力と同じく、負荷率を平準化するため、負荷調整契約制度と呼ばれるピークロード料金が導入されている。負荷調整契約制度には、①昼夜間の料金に格差を設けた時間帯別契約、②空調用熱源を対象とし、季節別に料金を設定した空調用契約、③工業用の大口需要家を対象とした高負荷中圧専用需給契約がある。

4 電気通信

電気通信の料金割引には、大別して、①毎月一定額の利用料金を支払うことにより、利用料金に応じた一定額までかけ放題となる月極料金、②毎月一定額の利用料金を支払うことにより、通話料が一定の率で割引かれる月極割引、③一定期間以上利用しているユーザーに対して基本料金を割引く長期継続割引、④月額通話料に応じて一定の率で通話料を

割引く高額割引、⑤複数回線を同一名義で契約したユーザーに対する大口割引が導入されている。また、国際通信事業者の国内通信への進出に伴い、⑥国内通話料金と国際通話料金を足し合わせて一律に値引く合算割引が導入されている。

5 鉄道

鉄道の料金割引は、大別して①乗車距離あるいは区間ごとに発行される定期旅客運賃（通勤・通学定期）②普通乗車券と定期旅客運賃の中間的な回数乗車券、③往復割引（JR）④団体割引などがある。

6 おわりに

今後も規制緩和の流れの中、多種多様な料金メニューが導入されると思われるが、各事業体は、需要家に最適なサービスを選択させるといった視点を取り入れ、選択的な料金体系を構築する必要がある。また、公共料金における消費者に対する公平の原則からして、選択的料金体系が、他のサービス利用者に悪影響を及ぼす「差別的価格」にならないよう、行政による適切な対応が必要といえる。

1 はじめに

近年、ガス事業における産業・業務用などの大口需要のガス供給の自由化の実施、また、電気通信事業においては、原則認可制であった料金制度が原則届出制に移行されるなど、公益事業をとりまく環境は大きく変化している。

公益事業の料金制度については、物価及び国民生活に与える影響が大きいと認められたが、規制緩和の中、料金メニューの多様化、弾力的運用に向け、原則届出制、または、一部届出制に移行されている。こういった状況の中、各事業者は、効率的な経営・利用者の確保を目的として多種多様な料金メニューを導入している。

本稿では、このような料金メニューの中から、特に、料金割引について具体的条件、算出方法について調査を行ったものである。

なお、今回、調査対象とした公益事業は、電力・ガス・電気通信・鉄道であり、それぞれ、2から5までにおいて、調査した概要を述べる。最後に6においてまとめとする。

2 電力

2.1 料金体系の概要

電気料金の設定及び変更については、「電気事業法」に基づき、通産省の認可制となっていたが、料金の多様化、弾力化を目的として、平成7年4月の電気事業法の改正に伴い、電力供給設備の効率的使用に資する料金メニューについては、届出制に移行されることとなった。

この電気事業法の改正により、電気事業者はより自主的な料金メニューの作成が可能になったといえる。

各料金メニューの料金算定方法、適用条件などについては、通産省の認可を受ける「供給規程約款」（以下「供給規程」という）と通産省への届出制である「選択約款」に定められている。

電気料金における料金制度は基本的に、①定額料金制、②最低料金制、③二部料金の3種類に分けることができる。

2.1.1 定額料金制

定額料金制は電灯のワット数、機器の容量によって料金を決める制度であり、メーター取付費用等が不要であるが、きめ細やかな料金設定には

向かないため、主に消費電力量の少ない街路灯などに適用される。

2.1.2 最低料金制

最低料金制とは、使用電力量が一定量以下の場合に支払う最低料金を定め、一定量以上の使用電力量には単価を乗じて料金を決める制度。一般的な家庭向けの契約に適用される。

2.1.3 二部料金制

二部料金制は、契約時に需要家の利用状況に応じて設定されるキロワットベースの最大需要量（契約電力）に応じた料金に、使用量電力に単価を乗じた料金を加算して料金を決める制度。①、②以外の需要家に適用される。

2.2 料金割引の概要

電気の商品特性は、貯蔵ができず、また持ち運びもできない点にある。このため、電力会社は最大需要電力に応じて設備を構築してきたが、近年、冷房需要の増加などにより、夏季における最大需要が先鋭化し、負荷率（設備稼働率）の悪化が顕著になってきた。（図表2-1参照）

電気事業者にとって、負荷率の悪化は、設備投資の増大と設備稼働率の低下を招き、電力の供給

コストを押し上げる要因となるため、負荷を管理することにより、電力供給設備を効率的に利用することが重要となる。

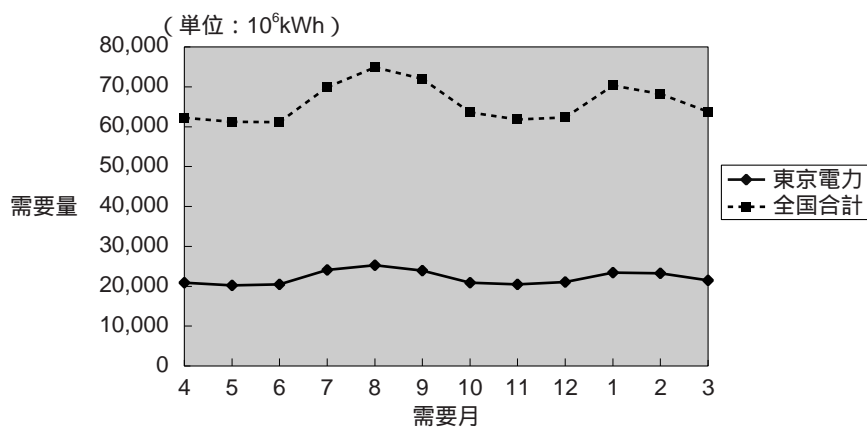
そこで、需要家に対して負荷平準化へのインセンティブをもたすため、電力需要のピーク時には電気料金を高く、逆にオフピーク時には電気料金を安く設定したピークロード料金が導入されている。ピークロード料金は、主に①需給調整契約制度、②季節別料金制度、③季節別時間帯別電力、④深夜電力、⑤時間帯別電灯に分けられる。

このうち、②季節別料金制度については、夏季ピークを抑制するため、原則、家庭用以外の料金制度に適用されている。

また、②季節別料金制度以外の料金制度については、2.1で述べたように、平成7年4月改正の電気事業法により、電気供給設備の効率的使用に資する料金メニューとして、その料金算定方法及び適用条件は、「選択約款」として通産省への届出制で設定・変更ができることとなった¹。

ここでは、一般の需要家に対して定められた「供給規程」に対して、需要家が選択可能な「選択約款」の料金メニューを料金割引としてとらえ、その内容についてみていくことにする。

図表2-1 月別電力販売量



出所：「平成10年度 電力需給の概要」

¹ 「電気事業法」第19条の第3～5項

また、ピークロード料金以外に、需要家設備の電気の使用効率に応じて、電気料金の基本料金が割引き、割増しされる力率割引、割増し制度についてもふれる。

2.2.1 需給調整契約制度

需給調整契約制度とは、需要家側の需給調整により、負荷率の改善を行うことを目的とした料金制度である。つまり、需要の調整による供給設備の効率的な利用によって生じた供給原価の削減分を、調整の度合に応じて電気料金の軽減という形で需要家に還元する制度といえる。

需給調整契約制度は、①年間調整契約、②随時調整契約、③計画調整契約、④蓄熱調整契約の4種類に分けられる。

(1) 年間調整契約

年間を通じて季節別・時間帯別に契約電力及び料金を設定し、また、需要家の毎日の電力使用パターンを固定することにより、きめ細やかな需給調整を行う。①時間帯別調整契約、②負荷曲線別調整契約などがある。

ここでは、①時間帯別調整契約の具体的適用条件及び料金算定方法についてみる。

・時間帯別調整契約

(関西電力「選択約款」時間帯別調整契約 平成10年2月実施)

ア 主要な適用条件

下記ア、イもしくはウ、エに該当する高圧電力²又は特別高圧電力³の需要家

ア) 新規加入の場合、夜間率⁴が時間帯別調整契約加入前の実績等に比べ5%以上増加

イ) 夜間率54%以上かつ深々夜率⁵27%以上

ウ) 尖頭時時間帯の負荷を夜間時間帯に移行することにより、尖頭時契約電力を昼間契約電力の85%以下とすること。(時間帯については、下記時間帯区分を参照)

エ) 夜間率57%以上かつ深々夜率28%以上

イ 料金算定方法⁶

各時間帯ごとの基本料金 × 各時間帯ごとの契約電力 +

下記の各時間帯ごとの電力量料金 × 各時間帯ごとの使用電力量

時間帯区分

時間帯	時 間	
尖頭時	夏季(7月1日～9月30日)の13時～16時(夜間扱い日及び軽負荷日を除く)	
昼間	8時～22時(夜間扱い日及び軽負荷日ならびに尖頭時を除く)	
軽負荷時	軽負荷日(主に休日間以外の土曜日)の8時～22時まで	
夜間	深々夜	・夜間扱い日以外の1時～6時 ・日祝日扱い日(主に日祝日及び休日間の平日)0時～8時及び22時～24時ならびに深々夜扱い日(5月1日～5日、12月29日～31日、1月1日～5日)の全日 ・夜間扱い日の翌日0時～1時まで
	その他夜間	上記時間帯以外の時間帯
	最低負荷日	深々夜扱い日のうち、5月2日～5日、12月30日～31日、1月1日～4日

² 高圧(6000V)で電気の供給を受け、契約電力(契約上使用できる最大電力)が500kW以上、かつ原則として2000kW未満の需要家

³ 特別高圧(20000V～70000V)で電気の供給を受け、契約電力が2000kW以上の需要家

⁴ 全体の使用電力量に占める夜間時間帯における使用電力量の比率

⁵ 全体の使用電力量に占める深々夜時間帯における使用電力量の比率

⁶ 本来であれば、燃料費調整及び力率割引きまたは割増しの算定が含まれるが、説明の簡略化のために、今回は省略する。(以下同様とする)なお、力率割引、割増については後述する。

基本料金

	供給電圧	昼 間 (尖頭時以外)	
		尖頭時	
契約電力 1 kWにつき	6000V	2,848円	1,424円
		(1,780円)	
	20000V ~ 30000V	2,784円	1,392円
		(1,740円)	
	70000V ~	2,720円	1,360円
		(1,700円)	

()内は通常 [供給規程] 単価

電力量料金

	供給電圧	尖頭時	昼間	軽負荷時	その他夜間	深々夜	最低負荷日
1 kWh につき	6000V	20円65銭	13円59銭	9円24銭	4円38銭	3円88銭	3円19銭
		(10円23銭)	(9円30銭)*	(9円30銭)*	(9円30銭)*	(9円30銭)*	(9円30銭)*
	20000V ~ 30000V	19円96銭	13円13銭	8円93銭	4円24銭	3円75銭	3円09銭
		(9円89銭)	(8円99銭)*	(8円99銭)*	(8円99銭)*	(8円99銭)*	(8円99銭)*
	70000V ~	19円27銭	12円68銭	8円62銭	4円09銭	3円62銭	2円98銭
		(9円55銭)	(8円68銭)*	(8円68銭)*	(8円68銭)*	(8円68銭)*	(8円68銭)*

()内は通常 [供給規程] 単価

* : その他季料金を記載。夏季(7月1日~9月30日)においては、尖頭時に記載している単価となる。

(2) 随時調整契約

需給逼迫時などにおいて、電力会社からの通告により、電力供給を遮断することにより、需要家の負荷を抑制する契約制度。電力の品質である停電回数に応じて料金が割り引かれるこの契約制度はプライオリティサービス料金と呼ばれている。

なお、随時調整契約には、①瞬時調整契約、②緊急時調整契約、③業務用緊急時調整契約などがある。

ここでは、②緊急時調整契約の具体的適用条件及び料金算定方法についてみる。

・緊急時調整契約

(東京電力「選択約款」緊急時調整契約 平成10年2月実施)

ア 適用条件

高圧電力B、特別高圧電力又は季節別時間帯別電力の契約電力500kW以上の需要家で3時間前又は1時間前の依頼により3時間継続して契約電力の20%以上又は1,000kW以上の負荷を調整可能なこと

イ 料金算定方法

通常算定される金額(月額)から、次によって算定された予約割引額および実施割引額の合計を差し引く。

ア) 予約割引額⁷⁾

$$\text{予約割引単価} \times \text{契約調整回数} \times \frac{1}{2} \times \frac{1}{12}$$

⁷⁾ 契約調整電力：電力会社からの事前の依頼により調整できる負荷。電力会社との協議により定める。

契約調整回数：電力会社からの事前の依頼により負荷を調整できる回数。毎年適用期間ごとに電力会社と協議により定める。

- ・ 3時間前までに調整を依頼する需要家の割引単価

	供給電圧	割引単価
契約調整電力 1 kW 契約調整回数 1 回 につき	6000V	480円00銭
	20000V	465円00銭
	60000V	450円00銭
	140000V	435円00銭

- ・ 1時間前までに調整を依頼する需要家の割引単価

	供給電圧	割引単価
契約調整電力 1 kW 契約調整回数 1 回 につき	6000V	560円00銭
	20000V	540円00銭
	60000V	520円00銭
	140000V	500円00銭

(イ) 実施割引額⁸

$$\text{割引単価} \times \frac{\text{延実績調整電力}}{\text{契約電力}} - \text{割引単価}$$

$$\times \frac{\text{契約電力}}{\text{調整電力}} \times \frac{1}{2} \times \frac{\text{その月の調整回数}}{\text{調整回数}}$$

(3) 計画調整契約

夏季のピーク時に、需要家が設備の定期点検などを計画的に実施することによって負荷を抑制する契約制度。①夏季休日契約、②夏季操業調整契約、③ピーク時間調整契約などがある。

休日調整割引単価

	供給電圧	A種割引単価	B種割引単価	C種割引単価
延実績調整電力 1 kWにつき	6000V	210円00銭	240円00銭	275円00銭
	20000V	205円00銭	235円00銭	270円00銭
	60000V	200円00銭	230円00銭	265円00銭
	140000V	195円00銭	225円00銭	260円00銭

⁸ 延実績調整電力：電力会社が調整依頼を行った月の最大需要電力から、調整を依頼した時間中の平均需要電力を、差し引いた値を調整依頼の回数ごとに算定し合計したもの。

⁹ A種指定日：7月27日～31日、8月3日～8月7日

B種指定日：7月9日～7月10日、7月13日～17日、7月21日～24日

C種指定日：8月17日～21日、8月24日～28日、8月31日～9月4日、9月7日～9月8日

ここでは、①夏季休日契約の具体的適用条件及び料金算定方法についてみる。

・夏季休日契約

(東京電力「選択約款」夏季休日契約 [1年契約型] 平成10年2月実施)

夏季休日契約は負荷を調整可能な日数によって、①休日調整電力、②長期休日調整電力の2種類に分かれる。

ア 適用条件

(ア) 休日調整電力

高圧電力 B 又は特別高圧電力の需要家で7月～9月の指定期間において負荷を契約電力の50%以上調整又は連続2日以上負荷を契約電力の30%以上調整可能なこと

(イ) 長期休日調整電力

上記アに該当する需要家で7月～9月の指定期間において長期の休暇を設定することにより、5日以上継続して負荷を保安電力相当まで調整可能なこと

なお、負荷調整に伴う割引額は、休日調整電力の割引額の10%割増である。

イ 料金算定方法

通常算定される金額(月額)から、次によって算定された休日調整割引額を差し引く⁹。

$$\text{休日調整割引額} = \text{A種割引単価} \times \frac{\text{A種指定日}}{\text{延実績調整電力}}$$

+ B種割引単価 × B種指定日
延実績調整電力

+ C種割引単価 × C種指定日
延実績調整電力

(4) 蓄熱調整契約

オフピーク時である夜間に電力を用いて蓄熱し、これを昼間の冷暖房等にあてることによって、需要家の負荷を昼間から夜間へ移行する契約制度。

①低圧蓄熱調整契約、②業務用蓄熱調整契約などがある。

ここでは、①低圧蓄熱調整契約の具体的適用条件及び料金算定方法についてみる。

・低圧蓄熱調整契約

(東京電力「選択約款」低圧蓄熱調整契約 平成10年2月実施)

ア 契約条件

低圧電力¹⁰の需要家で冷暖房負荷の蓄熱式運転等により昼間時間(8時~22時)から夜間時間(昼間時間以外の時間)への負荷移行が可能なこと

イ 料金算定方法

通常算定される金額(月額)から、次によって算定された金額を差し引く。

ア) 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により次により計算する。

低圧電力の夏季料金 × その1月の蓄熱電力量 × 蓄熱割引率
またはその他季料金 × 蓄熱電力量

イ) 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等の夜間時間における使用電力量(以下「夜間使用電力量」という)とする。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間か

ら夜間時間へ移行された電力量以外の電力量(以下「控除電力量」という)が含まれる場合は、夜間使用電力量から控除電力量(原則、夜間使用電力量×10%)を差し引いた値を蓄熱電力量とする。

ウ) 蓄熱割引率

夏季蓄熱割引率(7/1~9/30の期間)	0.705
その他季蓄熱割引率(10/1~6/30の期間)	0.675

2.2.2 季節別時間帯別電力

季節別時間帯別電力は、季節別(夏季[7月1日~9月30日]とその他季)と、時間帯別(昼間[8時~22時]と夜間[22時~翌朝8時])に料金格差を設けることによって負荷の平準化する料金制度。需給調整契約制度と比べ、料金区分が緩やかである。

・季節別時間帯別電力

(関西電力「選択約款」季節別時間帯別電力 平成10年2月実施)

ア 適用基準

高圧電力¹¹または、特別高圧電力の需要家

イ 料金算定方法

各時間帯ごとの契約 × 各時間帯ごとの基本料金 × 電力量 + 電力量料金

各時間帯ごとの
× 使用電力量

¹⁰ 低圧(原則200V)で電気の供給を受け、契約電力が50kW未満の需要家

¹¹ 高圧(6000V)で電気の供給を受ける需要家。契約電力が500kW未満を「高圧電力A」、500kW以上2000kW未満を「高圧電力B」とする。

時間帯区分

時間帯	時 間
重負荷時間	夏季（7月1日～9月30日）の10時～17時（日祝日、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日を除く）
昼間時間	8時～22時（重負荷時間、日祝日、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日を除く）
夜間時間	重負荷時間及び昼間時間以外の時間

基本料金

	契約種別	供給電圧	基本料金
契約電力 1 kWにつき	高压季節別 時間帯別電力 A	6000V	1,260円
	高压季節別 時間帯別電力 B		1,780円
	特別高压季節別 時間帯別電力	20000V～ 30000V	1,740円
		70000V	1,700円

基本料金は通常〔供給規程〕単価と同額

電力量料金

	契約種別	供給電圧	重負荷時間	昼間時間	夜間時間
1 kWh につき	高压季節別 時間帯別電力 A	6000V	18円20銭	12円55銭	6円31銭
			(11円07銭)	(10円06銭)*	(10円06銭)*
	高压季節別 時間帯別電力 B		16円32銭	11円26銭	6円31銭
			(10円23銭)	(9円30銭)*	(9円30銭)*
	特別高压季節別 時間帯別電力	20000V～ 30000V	15円78銭	10円88銭	6円10銭
			(9円89銭)	(8円99銭)*	(8円99銭)*
		70000V	15円23銭	10円51銭	5円89銭
			(9円55銭)	(8円68銭)*	(8円68銭)*

()内は通常〔供給規程〕単価

*：その他季料金を記載。夏季（7月1日～9月30日）においては、重負荷時間に記載している単価となる。

2.2.3 深夜電力

主として家庭用電気温水器などを対象として、通電時間をオフピーク時である深夜（午後11時～午前7時）に限定し、通常の電気料金よりも低廉な料金で供給する契約制度。深夜電力の他に、通電時間を深深夜時間帯（午前1時～午前6時）に限定した第2深夜電力、通電制御型電気温水機

（マイコン型）に対して、料金を割り引くマイコン割引などがある。

2.2.4 時間帯別電灯

家庭用需要を対象とした料金制度であり、ピーク時の昼間（7時～23時）とオフピーク時の夜間（23時～翌朝7時）の二時間帯に料金格差を設けることによって負荷を平準化する料金制度。

¹² 交流で電力を供給する場合、電圧の波形と電流の波形の間にずれが生じるため、電圧×電流（皮相電力）=電力量（有効電力）とはならない。この皮相電力と有効電力の比率を力率という。

2.2.5 力率割引、割増し

力率割引、割増し制度とは、力率¹²（電気の使用効率）に応じて電気料金の基本料金を割引、割増しする制度である。

電力会社では、標準的な力率を85%と定め、85%を上回る力率については、上回る1%につき基本料金を1%割引し、85%を下回る力率については、下回る1%につき基本料金を1%割増しする。

3 ガス

3.1 料金体系の概要

ガス料金の設定及び変更については、「ガス事業法」に基づき、通産省の認可制となっているが、負荷条件が良好である大口需要の拡大に伴うガス事業者の経営効率化、また、大口需要家にとってのエネルギーの選択幅の拡大を期待して、平成6年6月のガス事業法の改正により、大口需要家（年間契約料が200万m³以上）に対するガス供給への参入が自由化され、また、その料金については、ガス事業者と需要家が個別に交渉して料金を決定することとなった。

大口需要家を除く都市ガスの料金メニューの料金算定方法、適用条件などについては、通産省の認可を受ける「一般ガス供給規程」に定められている。また、特別な事情がある場合は、通産省の認可を受けて、一般供給規程以外の供給条件によりガスを供給することがあり、その場合に適用される料金算定方法、適用条件などについては「一

般供給規程以外の供給条件」または、「実施要綱」（以下「実施要綱等」という）に定められている。

都市ガス料金における料金制度は基本的に、基本料金と従量料金で構成される2部料金制である。（図表3-1参照）

3.2 料金割引の概要

ガス事業は、冬場の暖房需要に伴い、ピーク期が12月～3月となる。（図表3-2参照）このため、ガス需要の季節間格差を縮める負荷調整契約制度が導入されている。

負荷調整契約制度の料金算定方法、供給条件などについては、「実施要綱等」に定められており、その契約体系は①時間帯別契約、②空調用契約、③高負荷中圧専用供給契約の3種類の契約制度からなる。

なお、負荷調整契約制度は、ガス需要の季節間格差を縮める制度であることから、その料金体系に、電力の場合と同じくピークロード料金が導入されている。

3.2.1 時間帯別契約（東京ガス「時間帯別契約」平成11年8月現在）

年間を通じて負荷の変動が少なく、昼間ピーク時の負荷抑制と夜間への負荷移行が期待できる需要家を対象とした契約である。種類として、需要家の規模別に、時間帯別A契約、時間帯別B契約、時間帯別C契約の3種類に分かれている。

(1) 時間帯別A契約

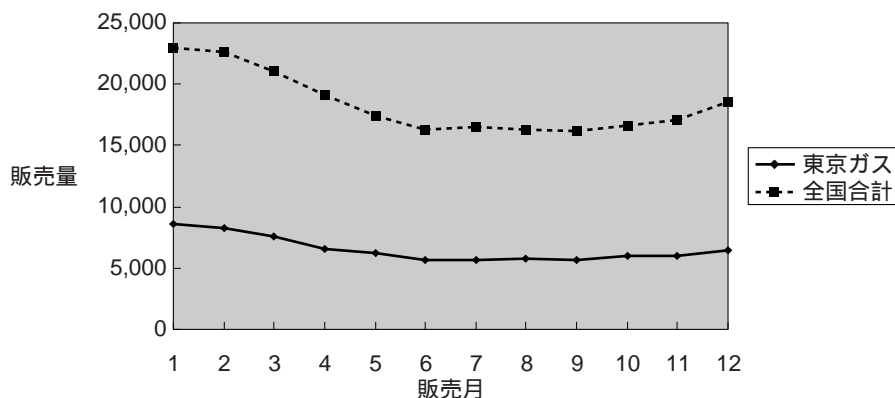
ア 適用条件

図表3-1 東京ガスの一般ガス料金

	適用区分	基本料金 (月額)	基準単位数料金 (単位：m ³ /月)
料金表A	1月における使用量が0m ³ ～25m ³	690円	123円99銭
料金表B	1月における使用量が25m ³ ～500m ³	1,170円	104円77銭
料金表C	1月における使用量が500m ³ ～	6,880円	93円35銭

出所：「一般ガス供給規程（東京地区等）」東京ガス

表3 2 月別ガス販売量



出所：「ガス事業便覧 平成10年度版」

ア) 1年間契約かつ契約年間負荷率¹³が75%以上であること

イ) 最大需要期の尖頭時間帯（午後6時～午後9時）使用量が1日の20%以下であること

ウ) 流動調整装置¹⁴を有する機器を備え付けていること

イ 料金算定方法

$$\begin{aligned} \text{定額基本料金} &+ \frac{\text{流量基本}}{\text{料金単価}} \times \text{契約使用可能量} \\ &+ \frac{\text{従量}}{\text{料金単価}} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

定額基本料金、流量基本料金及び従量料金

定額基本料金		1,000円
流動基本料金単価	1 m ³ につき	890円
基準従量料金単価	1 m ³ につき	54円55銭

(2) 時間帯別B契約

ア 適用条件

ア) 1年間契約かつ年間負荷率75%以上であること

イ) 契約年間取引量¹⁵が70%以上であること

ウ) 契約最大使用量が7 m³/h以上であること

エ) 流動倍率¹⁶が600倍以上であること

オ) 月平均使用量が820m³以上であること

イ 料金算定方法

$$\text{基本料金 (甲)} + \frac{\text{基本料金}}{\text{従量料金単価}} \times \text{使用量}$$

$$\text{基本料金 (甲)} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{基本料金 (甲)}}$$

$$\frac{\text{流量基本}}{\text{基本料金単価 (甲)}} \times \text{契約最大使用量}$$

$$\text{基本料金 (乙)} = \frac{\text{昼間基本料金単価 (乙)}}{\text{基本料金 (乙)}} \times \text{使用量} +$$

$$\frac{\text{夜間基本料金単価 (乙)}}{\text{基本料金 (乙)}} \times \text{契約夜間使用量}$$

(3) 時間帯別C契約

ア 適用条件

ア) 1年間契約かつ年間負荷率75%以上であること

イ) 契約年間取引量が70%以上であること

ウ) 契約最大使用量が136m³/h以上であること

¹³ 年間の平均使用量 ÷ 最大需要期（12月～3月までの間）の月平均使用量

¹⁴ 定時におけるガスの使用を一定量以下に調整する装置。ボイラー、ガス炉などに組み込まれる。

¹⁵ 契約で定める需要家が1年間で引き取らなければならない量

¹⁶ 契約年間使用量 ÷ 契約最大使用量

基本料金、流量基本単価及び従量料金

			1種	2種
基本料金(甲)	定額基本料金		197,000円	17,000円
	流量基本料金単価	1 m ³ につき	410円	410円
基本料金(乙)	昼間基本料金単価	1 m ³ につき	10円30銭	10円30銭
	夜間基本料金単価	1 m ³ につき	4円91銭	4円91銭
基準従量料金単価		1 m ³ につき	25円10銭	34円10銭

と

- (エ) 流動倍率が1800倍以上であること
- (オ) 昼間調整量が契約1日あたり昼間使用量の30%以上であること
- (カ) ガスの供給圧力が中圧(1 kg/cm²)以上であること
(一般家庭は低圧(約250g/cm²)で供給されている)

イ 料金算定方法

$$\text{基本料金(甲)} + \text{基本料金(乙)} + \frac{\text{従量}}{\text{料金単価}} \times \text{使用量}$$

$$\text{基本料金(甲)} = \frac{\text{定額}}{\text{基本料金(甲)}}$$

$$\frac{\text{流量}}{\text{基本料金単価(甲)}} \times \text{契約最大使用量}$$

$$\text{基本料金(乙)} = \frac{\text{昼間基本}}{\text{料金単価(乙)}} \times \text{契約昼間基準量}$$

$$+ \frac{\text{夜間基本}}{\text{料金単価(乙)}} \times \text{契約夜間基準量}$$

3.2.2 空調用契約(東京ガス「時間帯別契約」平成11年8月現在)

空調用熱源機のエネルギー源としてガスを使用し、年間を通じて負荷変動が少なく、高稼働である需要家を対象とした契約である。

(1) 空調用A契約

ア 適用条件

ア) 空調用熱源機のエネルギーとしてガスを使用

イ) 1年間契約、年間負荷率75%以上であること

ウ) 契約年間引取量70%以上であること。

エ) 流量倍率が800倍以上であること

イ 料金算定方法

$$\text{定額基本料金} = \frac{\text{定額}}{\text{基本料金}} = \frac{\text{流量基本}}{\text{料金単価}} \times \text{契約可能使用量}$$

$$+ \frac{\text{従量}}{\text{料金単価}} \times \text{使用量}$$

(2) 空調用B契約

ア 適用条件

ア) 空調用熱源機のエネルギーとしてガスを

基本料金、流量基本単価及び従量料金

基本料金(甲)	定額基本料金		304,000円
	流量基本料金単価	1 m ³ につき	230円
基本料金(乙)	昼間基本料金単価	1 m ³ につき	334円60銭
	夜間基本料金単価	1 m ³ につき	159円50銭
基準従量料金単価		1 m ³ につき	25円10銭

定額基本単価、流量基本単価及び従量料金単価

		1種	2種	3種
定額基本料金	その他季	45,000円	11,000円	1,800円
流量基本料金単価	冬季	50,000円	12,000円	2,000円
昼間基本料金単価	その他季	1,140円	1,140円	1,140円
夜間基本料金単価	冬季	2,780円	2,780円	2,780円
基準従量料金単価		25円73銭	33円87銭	42円38銭

*冬季：12月～3月 その他季：4月～11月

使用

- (イ) 1年間契約、年間負荷率75%以上であること
- (ウ) 契約年間引取量70%以上であること。
- (エ) 流量倍率が800倍以上であること
- (オ) ガスの供給圧力が中圧(1kg/cm²)以上であること
(一般家庭は低圧(約250g/cm²)で供給されている)

イ 料金算定方法

$$\begin{aligned} & \text{定額基本料金} + \text{流量基本料金単価} \times \text{契約可能使用量} \\ & \quad + \text{従量料金単価} \times \text{使用量} \end{aligned}$$

とした契約である。

ア 適用条件

- (ア) 3年間以上継続して使用すること
- (イ) 年間負荷率を90%以上とすること
- (ウ) 契約年間最低使用量が100万m³以上であること
- (エ) 契約年間引取量を90%以上とすること
- (オ) ガスの供給圧力が中圧(1kg/cm²)以上であること
(一般家庭は低圧(約250g/cm²)で供給されている)

イ 料金算定方法

個別の需要特性に応じ、料金が設定されている。

定額基本単価、流量基本単価及び従量料金単価

定額基本料金	その他季	45,000円
流量基本料金単価	冬季	56,000円
昼間基本料金単価	その他季	460円
夜間基本料金単価	冬季	2,770円
基準従量料金単価		25円73銭

*冬季：12月～3月 その他季：4月～11月

3.2.3 高負荷中圧専用需給契約(東京ガス「時間帯別契約」平成11年8月現在)

工業用の需要家を中心とした極めて多量かつ年間を通じて極めて負荷変動の少ない需要家を対象

4 電気通信

4.1 料金体系の概要

電気通信料金の設定及び変更については、「電気通信事業法」に基づき、郵政省による原則認可制(利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ないものについては届出制)であったが、市場メカニズムによる料金の低廉化を期待して、平成10年5月の電気通信事業法の改正に伴い、原則届出制となり¹⁷、また、競争が不十分な分野である地域通信市場においては、上限価格方式¹⁸が導入されることとなった¹⁹。

¹⁷ 「電気通信事業法」第31条第1項

この電気通信事業法の改正に伴い、電気通信事業者は、より戦略的かつ機動的に料金を設定・変更できるようになったといえる。

電気通信の料金体系は、基本的に、①二部料金制、②定額料金制の2種類に分けられる。

4.1.1 二部料金制

二部料金制とは、月額固定の「基本料」に、通話時間や通話距離に応じた「通話料」を加算して料金を決める制度である。

NTTの加入電話を例にとると、基本料は、加入者が属しているMA²⁰によって、また住宅用契

約か事務用契約かによって料金が異なる。(図表4-1参照)

通話料も同じく、MAをベースとした課金体系になっており、①同一MA内の通話(区域内通話)、②隣接するMAとの通話(隣接区域内通話)、③隣接しない離れたMAとの通話の3種類がある。一般に①を「市内通話」、②と③を「市外通話」と呼んでいる。③の区域外通話については、MA間の距離を算出し、それに基づいて通話料を計算する。通話料金については図表4-2のとおりである。

図表4-1 NTTの月額回線使用料(1加入あたり月額)

電話の種類	区分	3級局	2級局	1級局
	加入者数	40万人以上	40万～5万人	5万人未満
単独電話	事務用	2,600円	2,450円	2,300円
	住宅用	1,750円	1,600円	1,450円
事業所集団電話		2,750円		

出所:「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」

図表4-2 NTTの3分間あたりの通話料

距離区分	「昼間」	「夜間」	「深夜・早朝」
同一MA内	10円(180秒)		10円(240秒)
隣接MA内または20kmまで	20円(90秒)		20円(120秒)
30kmまで	40円(45秒)		30円(60秒)
60kmまで	50円(36秒)		
100kmまで	80円(22.5秒)	60円(30秒)	40円(45秒)
100km超	90円(20秒)	80円(22.5秒)	60円(30秒)

()内の数字は10円で通話できる秒数を表す。

「昼間」: 平日8時～19時

「夜間」: 平日19時～23時、土日、祝日8時～23時

「深夜・早朝」: 全日23時～翌朝8時

出所:「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」

¹⁸ 地域通信市場において、利用者の利益に及ぼす影響が著しく大きいものに関する料金については、行政が通常実現可能と認められる水準の料金を基準料金指数(料金の水準を表す数値)として定めるもの。

¹⁹ 「電気通信事業法」第31条第3項～第7項、第31条の2

²⁰ MAとは「message area」に略で、10円で3分間通話できる区域(一般的に市内通話と呼ばれるエリア)のことであり、電話サービスの基本料や通話料を算定するための最も基本的な単位である。MAはNTTが設定しており、全国に567個のMAがある。通話距離はこのMAを基準に算定される。

4.1.2 定額料金制

定額料金制とは、利用頻度にかかわらず、一定期間ごとに定額を課金する料金制度である。

各電気通信事業者は、定額料金制を料金割引の一環として扱っているため、詳しい内容については、「4.2 料金割引の概要」でとりあげたい。

4.2 料金割引の概要

電気通信サービスは、大別すると、①国内通信、②国際通信、③移動体通信サービス（自動車・携帯電話、PHSなど）、④衛星通信サービスなどに分けられるが、ここでは、①国内通信、②国際通信、③携帯/自動車電話、④PHSの料金割引の概要について試みる。

4.2.1 国内通信の料金割引

国内通信の料金割引は、主なものについては、①月極料金、②月極割引、③長期継続割引、④高額利用割引、⑤大口割引などがあげられる。

ここでは、NTT、第二電電（以下「DDI」という）と日本テレコム（以下「JT」という）の料金割引について試みたい。

(1) 月極料金

毎月一定額の利用料金を支払うことにより、一定額までかけ放題になる。一定額を超えた通話料については、通常料金となる。

NTT：「テレホーダイ」、DDI：「おしゃべりパック」、JT：「かけほうダイヤル」など

(2) 月極割引

毎月一定額の利用料金を支払うことにより、通話料を一定の率で割引くもの。通話先を指定するサービスと通話全般を割引くサービスなどがある。

NTT：「テレチョイス」、DDI：「なかよしネット」、JT：「Jワズファミリー」など

(3) 長期継続割引

一定期間以上携帯電話を利用しているユーザーに対して利用年数に応じて基本料金を割引くもの。

JT：「年々割引き」

(4) 高額割引

月間通話料に応じて一定の率で通話料を割引くもので、通話料が高額になれば、割引率も高くなる。

NTT：「フリーダイヤル割引サービス」、DDI：「まる得割引」、JT：「Jワズスーパーplus」など

(5) 大口割引

複数回線を同一名義・同一請求先・一括払いが可能なユーザーに対して、月額利用料金、登録回線数に応じて一定の率で通話料を割引くもの。

NTT：「スーパー割引きサービス」、DDI：「VPネットプラン」、JT：「Jネット割引」(VPN²¹料金割引サービス)

具体的な料金割引率などについては、図表4.3、4.4のとおりである。

4.2.2 国際通信の料金割引

国際通話の主要な料金割引は、①大口割引サービス ②国内通話料金と国際通話料金を足し合わせて一律に割引く合算割引である。

具体的なサービス名として①：KDD「大型割引」、JT「スーパー割引」②：KDD「ワイドセイバー」などがあげられる。

具体的な値引率については、図表4.5のとおりである。（ここではKDDの料金割引きについて記載する）

4.2.3 携帯/自動車電話(携帯電話)の料金割引

携帯/自動車電話(携帯電話)の料金割引の主なものについては、①月極料金、②月極割引、③

²¹ VPNとは「virtual private network：仮想私設網」の略で、企業などの特定のグループ内で、加入電話網を内線電話網として使えるサービスである。なお、VPN内の通話はグループ内での内線番号による通話「オンネット通話」、グループから外部への通常の電話番号による発信「オフネット通話」、得意先などを登録しておけばグループ外でも内線番号で通話できる「サブネット通話」の3種類がある。

図表4 3 NTTの料金割引の概要

サービス名		サービス内容	利用料金	割引率	時間帯	利用対象	その他
月極割引 「テレチョイス」	「テレチョイス10」	ユーザーが指定する2局番までの市外局番の通話料を10%割引	月額100円	10%	終日	一般ダイヤル通話等のうちユーザーが指定した市外局番への市外通話	「テレホーダイ」、「タイムプラス」、「エリアプラス」のうちいずれか1つについて重複契約が可能
	「テレチョイス15」	ユーザーが指定する5局番までの市外局番の通話料を15%割引	月額200円	15%			
	「テレチョイス30」	ユーザーが指定する1局番までの市外局番の通話料を30%割引	月額100円	30%			
月極割引 「テレワイズ」	「テレワイズ10」	市外局番の通話料を10%割引	月額550円	10%	終日	一般ダイヤル通話等のうち市外局番への市外通話	「テレホーダイ」との重複契約が可能
	「テレワイズ15」	市外局番の通話料を15%割引	月額1,550円	15%			
月極割引 「スーパーテレワイズ」	「スーパーテレワイズ20」	ユーザーが指定した全国の複数事業所の市外通話料金、INS通話・通信料金を割引く	月額30万円	20%	終日	ユーザーが指定した全国の複数事業所の市外通話、INS通話・通信	他の料金割引サービスと重複契約は不可
	「スーパーテレワイズ25」		月額60万円	25%			
月極割引「エリアプラス」		「隣接・20kmまで」の通話料金について、区域内通話料金（昼間・夜間）3分10円、（深夜・早朝）4分10円が適用される	月額200円/回線		昼間・夜間および深夜・早朝	一般ダイヤル通話	「テレチョイス」、「テレワイズ」等の割引サービスのうち、いずれか1つと重複契約が可能
月極割引「タイムプラス」		市内通話について単位料金10円あたりの課金時分が（昼間・夜間）3分が5分、（深夜・早朝）4分が7分に拡大される	月額200円/回線		昼間・夜間および深夜・早朝	一般ダイヤル通話	「テレチョイス」、「テレワイズ」等の割引サービスのうち、いずれか1つと重複契約が可能
月極料金 「テレホーダイ」	「テレホーダイ1800」	ユーザーが指定した2電話番号の通話が、特定時間帯に限り定額となる	月額1,800円		深夜・早朝	ユーザーが指定した区域内通話	「テレチョイス」または「テレワイズ」との重複契約が可能
	「テレホーダイ3600」		月額3,600円			ユーザーが指定した隣接区域内通話（20kmまでの区域外通話を含む）	
月極料金+月極割引「テレジョーズ」	「テレジョーズ2000」	2,000円分まで利用可能 超過分は次の1,000円まで15%割引	月額1,750円	定額部分12.5% 超過部分（次の1,000円まで）15%	平日：22時～8時、 土日祝日：終日	一般ダイヤル通話等のうち割引対象時間帯の通話（市内・市外通話）	他の料金割引サービスと重複契約は不可
	「テレジョーズ3000」	3,000円分まで利用可能 超過分は次の2,000円まで15%割引	月額2,600円	定額部分15.4% 超過部分（次の2,000円まで）15%			
	「テレジョーズ5000」	5,000円分まで利用可能 超過分は次の3,000円まで15%割引	月額4,300円	定額部分16.3% 超過部分（次の3,000円まで）15%			
	「テレジョーズ8000」	8,000円分まで利用可能 超過分は無制限に15%割引	月額6,850円	定額部分16.8% 超過部分15%			
大口割引 「フリーダイヤル割引サービス」		「フリーダイヤル」の月間通話料に応じて一定の率を割引く	登録手数料 1,000円	5万円まで 5%	終日	ユーザーが登録した「フリーダイヤル」	他の料金割引サービスと重複契約は不可
			月額1,000円/着信先	5万円～20万円 10%			
				20万円～100万円 15%			
				100万円以上 20%			
高額利用割引 「フリーダイヤルスーパー割引」	プラン1	ユーザーが同一名義で契約している「フリーダイヤル」の市外通話料に応じて一定の率を割引く	月額1万円	15%	終日	ユーザーが同一名義で契約した「フリーダイヤル」の市外通話	他の料金割引サービスと重複契約は不可
	プラン2		月額3万円	20%			
	プラン3		月額9万円	25%			
	プラン4		月額27万円	30%			
VPN料金割引 「スーパー割引サービス」	「スーパー割引20」	メンバーズネットに加入しているすべての回線（グループ）の市外通話料金を割引く オンネット通話はさらに5%割引	月額5万円/1グループ	20%（オンネット通話部分25%）	終日	メンバーズネットに加入している市外通話、INSネット通信・通話	1年ごとの契約となり、契約期間中に解約する場合、解約金が必要
	「スーパー割引25」		月額10万円/1グループ	25%（オンネット通話部分30%）			
	VPN料金割引 「通増型割引サービス」	契約回線ごとに定額料を支払うことによって、その回線の市外通話が割引される オンネット通話はさらに5%割引	月額600円/1契約者回線	10万円まで	5%	終日	メンバーズネットに加入している市外通話（INSネットアクセスは対象外）
				10万円～30万円	10%		
				30万円～100万円	15%		
100万円～400万円				20%			
			400万円以上	25%			

出所：「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」他

図表 4 4 DDI・JTの料金割引の概要

サービス名		サービス内容	利用料金	割引率	時間帯	利用対象	その他
月極料金 DDI:「おしゃべりバック」 JT:「かけほうダイヤル」	「おしゃべりバック30」 「かけほうダイヤル30」	月々の定額料金で、0077通話が一定の累積通話時間までかけ放題となる。なお、累積通話時間を超過した部分については、通常のNCC市外通話料金が適用される	月額750円	累計通話時間:30分	平日:19時~8時、 土曜日:終日	市外電話サービスのみ	DDI:他の料金割引サービスとの重複契約は不可。 JT:年々割引以外の料金割引サービスとの重複契約は不可
	「おしゃべりバック60」 「かけほうダイヤル60」		月額1,500円	累計通話時間:60分			
	「おしゃべりバック90」 「かけほうダイヤル90」		月額2,250円	累計通話時間:90分			
	「おしゃべりバック120」 「かけほうダイヤル120」		月額3,000円	累計通話時間:120分			
月極料金 DDI:「なかよしネット」		ユーザーが指定する10電話番号までの市外通話料を15%割引	月額150円	15%	終日	ユーザーが指定した通話先との0077通話(ISDN通信を含む)	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
月極料金 JT:「Jワンスファミリー」		「かんたんダイヤル」に登録された10電話番号までの市外通話料を15%割引	月額200円	15%	終日	ユーザーが指定した通話先との0088通話(ISDN通信を含む)	年々割引以外の料金割引サービスとの重複契約は不可
月極割引 DDI:「DDI割引プラン」 JT:「Jワンス」	「DDI割引プラン1」 「Jワンス10」	定額料金を支払うことにより全時間帯の市外通話料を割引く	月額500円	10.0%	終日	市外電話サービス及びダイレクト電話サービス(DDIのみ)	DDI:他の料金割引サービスとの重複契約は不可 JT:年々割引以外の料金割引サービスとの重複契約は不可
	「DDI割引プラン2」		月額1,000円	12.5%			
	「DDI割引プラン3」 「Jワンス15」		月額1,500円	15.0%			
高額利用割引 DDI:「まる得割引」 JT:「Jワンススーパーplus」	1万円~5万円	事業所単位の複数回線を月額合計通話料に応じて割引く	初期費用1000円 月額定額料不要	15%	終日	DDI:市外通話、フリーコール、クレジットコール、ダイレクトコールJT利用の全通話(一部除く)同一名義の複数回線で契約す	DDI:他の料金割引サービスとの重複契約は不可 JT:年々割引以外の料金割引サービスとの重複契約は不可
	5万円~50万円			20%			
	50万円以上			25%			
月極割引 DDI:「一括割引プラン」 JT:「Jワンススーパーワイドplus」	「一括割引プラン20」 「Jワンススーパーワイドplus20」	毎月一定額を支払うことで、同一企業、企業グループ単位の複数回線ごとに通話料金を一定の掛け率で割引く	月額25万円	20%	終日	申し込み回線が同一名義であるか、異名義であっても各社が定めた一定条件を満たす複数回線	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
	「一括割引プラン25」 「Jワンススーパーワイドplus25」		月額50万円	25%			
DDI:「だんぜん昼割」		毎月一定額を支払うことで、ビジネスアワー(平日8時~19時)にホームアワー(平日19時~23時及び土・日・祝日8時~23時)の通話料金が適用され、さらに通話上位5MAへの通話が割引かれるサービス	月額200円	25% (通話上位5MAまでの通話割引)	通話料金の移行=平日昼間上位5MA割引=終日	市外電話サービスのみ(ISDN含む)	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
DDI:「だんぜんトーク」		通話上位5MAへの通話が割引かれるサービス	なし	25%	終日	市外電話サービスのみ(ISDN含む)	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
VPN料金割引 DDI:「VPネットプラン」 JT:「Jネット割引」		契約者名義が同一であるユーザーグループ内で、VPネットプランを選択したグループごとに累積した通話料金を割引くものオンネットコール・サブネットコールはさらに5%割引	月額500円/1契約者回線	~30万円:10% 30万円~100万円:15% 100万円~300万円:20% 300万円以上:25%	終日	市外電話サービス及びダイレクト電話サービス(DDIのみ)	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
VPN定額料金 DDI:「DDI VP20」 JT:「Jネット20」		各社のVPN上でユーザーが申し込んだ契約者回線からの発信通話について、一定時間まで定額料金となる選択的料金サービス	20時間を越えない部分	17,500円	終日	DDI:ダイレクトライン相互間の通話に限定 JT:オンネット・サブネットコール(区域内通話を除く)	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
		超過1時間ごとに	1,300円				
大口割引 着信割引	DDI:「Fプラン」 JT:「フリーコールスーパー15」	毎月一定額を支払うことによりフリーコール通話料を割引く	月額1,500円/1番号	15%	終日		
	DDI:「Fプランスーパー」 JT:「フリーコールスーパー30」		月額15,000円/1番号	30%			
長期契約割引 JT:「年々割引」		契約期間に応じて通話料金を割引く	なし	2年目:3% 3年目:4% 3年目を越える:5%	終日	すべての国内通話、国際通話	

出所:「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」他

図表 4 5 KDDの料金割引の概要

大型割引	サービス内容	利用料金	基本割引(昼間)	ボリューム割引(国際電話請求書単位) 料金	その他		
KDD大型割引	月々一定額を支払うことで、平日昼間料金(平日8時~19時)の国際電話が割引かれ、また他の時間帯の利用も合わせた月間の請求書単位の利用金額に応じて段階的に割引かれるサービス	月額5万円	約14%	50万円~100万円	6%	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
				100万円~500万円	8%		
				500万円~1,000万円	10%		
				1,000万円以上	12%		
KDD大型割引	月々一定額を支払うことで、平日昼間料金(平日8時~19時)の国際電話が割引かれ、また他の時間帯の利用も合わせた月間の請求書単位の利用金額に応じて段階的に割引かれるサービス	月額1万円	約12%	10万円~30万円	4%		
				30万円~100万円	6%		
				100万円~300万円	8%		
				300万円以上	10%		
KDD大型割引	月々一定額を支払うことで、平日昼間料金(平日8時~19時)の国際電話が割引かれ、また他の時間帯の利用も合わせた月間の請求書単位の利用金額に応じて段階的に割引かれるサービス	月額1,000円	約10%	1万円~10万円	3%		
				10万円~30万円	4%		
				30万円以上	5%		
サービス名	サービス内容	利用料金	割引率	時間帯	利用対象		その他
KDDか、けどくバック	月の利用総額が300円以上の場合、国内通話料金が10%割引かれ、また国際通話の深夜時間帯(23時~8時)を平日は2時間前倒し(21時~8時)し、土・日・祝日は終日に拡大するとともに、時間帯ごとに利用額が割引される	なし	10%	平日昼間・夜間時間帯(8時~21時)	国内・国際電話	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
			25%	平日の深夜・早朝時間帯(21時~8時)土・日・祝日の全時間帯			
KDDファミリーネットワークバック	月の利用総額が1,000円以上の場合、国際通話料金がさらに割引される	なし	12%	平日昼間・夜間時間帯(8時~21時)	国内・国際電話	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
			6,000円以下の部分	12%			平日の深夜・早朝時間帯(21時~8時)土・日・祝日の全時間帯
			6,000円を超えた部分	40%			
KDDセイバー	月々一定額料金を支払うことにより、通話料金が一定の率で割引かれるサービス	月額500円	10%	終日	市外通話料金	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
		月額1,500円	15%				
KDDトータルセイバー	企業単位の回線群ごとに月々一定額料金を支払うことにより、通話料金を一定の率で割引くサービス	月額25万円	20%	終日	市外通話料金	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
		月額50万円	25%				
KDDベストセイバー	回線群ごとに初期登録料を支払うことにより、市外通話料金が月額利用額に応じて割引かれるサービス	初期登録料1,000円/回線群	2万円~10万円	10%	終日	市外通話料金	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
			10万円~50万円	15%			
			50万円~100万円	18%			
			100万円以上	20%			
KDDワイドセイバー	同一企業の複数の電話番号に課金される国際電話・国内電話の通話料金を合算の上、請求書単位で割引く法人向けサービス	なし	1万円~5万円	15%	終日	国内・国際電話	パケットなどVPN割引サービスと重複契約が可能
			5万円~50万円	20%			
			50万円以上	25%			
0070ハートライン長でん割引30	あらかじめ登録した通話先(最大5箇所まで)との通話料金が、10分までは20%、10分を超えた部分に関しては30%割引されるサービス	なし	最初の10分まで	10%	終日	市外通話料金	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
			10分を超えた部分	30%			
KDDスーパーネット割引サービス	月々一定料金を支払うことにより、「KDDスーパーネット」通話料金の月間累計額について段階的に通話料金の割引率が適用される	月額500円/回線	20万円まで	7.5%	終日	オンネット通話は「市外通話料」オフネット通話は「KDD課金通話料」	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
			20万円~100万円	15%			
			100万円~300万円	20%			
			300万円以上	25%			
フリーフォン割引サービス	月々一定料金を支払うことで、フリーフォン通話料金の月間累計額により段階的にフリーフォン通話料金の割引が適用される	月額2,000円/着信場所	10万円まで	10%	終日	フリーフォン通話料金	他の料金割引サービスとの重複契約は不可
			10万円~40万円	15%			
			40万円~80万円	20%			
			80万円以上	25%			
フリニフォン割引サービス15	同一名義の複数のフリーフォン番号の通話料をひとつにまとめて、その合計額に対し一定率で割引くサービス	月額7,000円/回線群	15%	終日	同一名義の複数のフリーフォン	他の料金割引サービスとの重複契約は不可	
プラン20		月額15,000円/回線群	20%				
プラン25		月額40,000円/回線群	25%				
プラン30		月額120,000円/回線群	30%				

出所:「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」他

図表 4 6 NTT通信網グループの料金割引概要

サービス名	サービス内容	利用料金	割引率		利用対象	その他
月極料金 「ドンドンコール」						
「ドンドン700」	5,700円分まで 利用可能 超過分は通常料 金	月額5,000円	最大12.3%		自動車公衆電話・ ローミング契約以 外のダイヤル通話	「ゆうゆうコー ル」 「複数回線割 引」 「包括回線割 引」 「ボリューム ディスカウント」 との重複契約は不 可
「ドンドン1500」	11,500円分まで 利用可能 超過分は通常料 金	月額10,000円	最大13.0%			
「ドンドン2500」	17,500円分まで 利用可能 超過分は通常料 金	月額15,000円	最大14.3%			
「ドンドンBIG」	30,000円分まで 利用可能 超過分は20%割 引(上限なし)	月額24,000円	最大20%			
月極割引 「ゆうゆうコール」	ユーザーが制定 する最大5番号 への通話料を 10%割引	月額180円	10%		自動車公衆電話・ ローミング契約以 外のダイヤル通話	「ドンドンコー ル」 「複数回線割 引」 「包括回線割 引」 「ボリューム ディスカウント」 との重複契約は不可
「継続利用割引 サービス」	契約期間に応じ て基本料金を割 引く	なし	1～2年	7%	全ての通話	ボリュームディス カウントとの重複 契約は不可
			2～3年	8%		
			3～4年	10%		
			4～5年	12%		
			5年超	15%		
高額利用割引 「ボリュームディ スカウント」	月間通話料に応 じて一定の率を 割引く	なし	5千円～ 1万円	5%	自動車公衆電話・ ローミング契約以 外のダイヤル通話	「ゆうゆうコー ル」 「複数回線割 引」 「包括回線割 引」 との重複契約 は不可
			1万円～ 5万円	10%		
			5万円～ 10万円	15%		
			10万円以上	20%		
大口割引			適用回線数			
「複数回線割引10」	5回線以上の携 帯・自動車電話 の通話料を合算 して割引く	月額3,000円	5回線以上	10%	全ての回線の契約 者・請求書送付先 名義が同一で一括 請求が可能である こと	「ドンドンコー ル」 「ゆうゆう コール」 「ボリューム ディスカウント」 との重複契約 は不可
「複数回線割引15」		月額9,000円	10回線以上	15%		
「包括回線割引5」		登録手数料 2,000円/回線	50回線以上	5%		

出所：「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」

図表4 7 IDOの料金割引

サービス名	サービス内容	利用料金	割引率		利用対象	その他
「長期優待割引」	契約期間に応じて基本料金を割引く	なし	1～2年	5%	全ての通話	他の料金割引サービスと組み合わせ可能
			2～4年	7%		
			4年超	15%		
「話王」	15,000円分まで利用可能 超過分は通常料金	月額5,000円	最大66.7%		「おてごろプラン」にのみ適用される	「オンリーユー」との併用は不可
「オンリーユー」	ユーザーが指定する最大3番号への通話料を50%割引	月額300円	50%		「おてごろプラン」, 「おふたいむプラン」, 「おきがるプラン」, 「イーザ」に適用	「どっちもトーク」, 「グループディスカウント」と併用可能 「コールワイド」とは併用不可
「どっちもトーク」	ユーザーが指定する最大3番号までのNTT一般電話との通話料がどちらも25%割引となる	1指定先につき月額300円	25%		「おてごろプラン」, 「おふたいむプラン」, 「おきがるプラン」, 「イーザ」に適用	「オンリーユー」, 「グループディスカウント」と併用可能 「コールワイド」とは併用不可
「コールワイド」	定額料を支払うことにより、同一名義の回線の通話料合計額を割り引きとなる	1グループにつき月額7,000円	40万円まで通話	15%	「おてごろプラン」, 「おふたいむプラン」, 「おきがるプラン」, 「イーザ」に適用	「IDOグループネット」と併せて加入すると短縮ダイヤルでの通話が5%割引となる
			40万円を超える通話	20%		

出所：「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」

長期継続割引、④高額利用割引、⑤大口割引などがあげられる。

(1) 月極料金

毎月一定額の利用料金を支払うことにより、一定額までかけ放題になる。

NTT移動通信網：「ドンドンコール」、日本移動通信：「話王」など

(2) 月極割引

毎月一定額の利用料金を支払うことにより、通話料を一定の率で割引くもの。

NTT移動通信網：「ゆうゆうコール」、日本移

動通信：「オンリー・ユー」など

(2) 長期継続割引

一定期間以上携帯電話を利用しているユーザーに対して利用年数に応じて基本料金を割引くもの。

NTT移動通信網：「継続利用割引サービス」、日本移動通信：「長期優待割引」など

(4) 高額割引

月間通話料に応じて一定の率で通話料を割引くもの。

NTT移動通信網：「ボリュームディスカウント」、日本移動通信：「コールワイド」など

図表 4 8 NTT移動通信網の料金割引概要

サービス名	サービス内容	利用料金	割引率(額)		
			割引	率(額)	
「長期契約割引」	プランに応じて契約期間により基本料金、通話料金を割引く	なし	プラン270 (基本料金の割引)	6ヶ月～1年	100円
				1年～3年	200円
				3年超	300円
			プラン198 (通話料の倍率の割引) 通常：プラン270の1.5倍	6ヶ月～1年	1.45倍(約3.3%割引)
				1年～3年	1.4倍(約6.6%割引)
				3年超	1.35倍(約10%割引)
			パルディオおはなしプラス (通話料の倍率の割引) 通常：プラン270の2.5倍	6ヶ月～1年	2.45倍(約2%割引)
				1年～3年	2.4倍(約2.4%割引)
				3年超	2.35倍(約2.35%割引)
「ホーム割引」	継続期間が3ヶ月を超えるユーザーを対象に指定の連絡先(自宅)への通話料金を割引くもの	なし	3ヶ月～1年	5%	対象となる通話は1番号のみ
			1年～2年	10%	
			2年超	20%	

出所：「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」他

図表 4 9 DDIポケット電話の料金割引概要

サービス名	サービス内容	利用料金	割引率(額)	
			割引率	額
「長期割引サービス」	契約期間に応じて基本料金を割引く	なし	1年～2年	5%
			2年～3年	7%
			3年超	10%
「複数回線割引」	同一契約者による複数のPHSに対し、2台目以降の月額基本料金が200円割引となる	なし	200円/1台	

出所：「テレコム・サービス料金便覧<1999年2月1日現在>」他

(5) 大口割引

複数回線を同一名義・同一請求先・一括払いが可能ユーザーに対して、月額利用料金、登録回線数に応じて一定の率で通話料を割引くもの。

NTT移動通信網：「複数回線割引」

具体的な料金割引については、図表4 6、4 7のとおりである。(ここでは、NTT通信網グループと、日本移動通信(以下「IDO」という)の料金割引について記載する)

4 2 . 4 PHSの料金割引

PHSの主な料金割引のとしては、①長期契約割引、②複数回線割引があげられる。

具体的なサービス名としては、①NTT移動通信「長期契約割引」、②DDIポケット電話「複数割引サービス」があげられる。

同じ移動通信サービスである携帯/自動車電話に比べ、サービス数が少ないといえる。

以下、NTT移動通信網、DDIポケット電話の料金割引概要についてみてみたい。(図表4 8、4 9参照)

5 鉄道

5.1 料金体系の概要

鉄道料金については、その設定及び変更については、「鉄道事業法」に基づき、運輸省の認可制または届出制となっているが、平成9年1月に新しい旅客鉄道運賃が実施されることにより、上限価格制の導入が導入されることになった。

この新しい旅客鉄道運賃の実施により、事業者はより自主的に料金設定・変更をできるようになったといえる。

現行の鉄道運賃・料金は、大別して、人や物の輸送に対する対価である「旅客運賃」と旅客運賃以外の設備利用や付加サービス、役務の適用に対する対価である「料金」に分けることができる。

旅客運賃には、①「普通旅客運賃」、②「定期旅客運賃」、③「貸切旅客運賃」、④「特殊割引運賃」などがあり、また、料金には①「特別急行料金」、②「急行料金」、③「特別車両料金」、④「入場料金」などがある。

ここでは、旅客運賃の中心となる「普通旅客運賃」についてみてみたい。

「普通旅客運賃」はその算定方式に応じて、①「対キロ制」、②「対キロ区間制」、③「間制」、④「均一制」の4種類に区分することができる。

5.1.1 対キロ制

キロ当たりの賃率に乗車区間の営業キロを乗じて運賃額を計算する制度。

JR旅客会社、一部の中小民鉄事業者が採用しているが、JRにおいては、乗車距離別に異なる賃率を設定して、遠距離逓減をはかっている（図表5-1参照）。

5.1.2 対キロ区間制

一定の距離を基準に区間を設定し、乗車区間に応じた運賃を算出する制度。

加算額と、同一運賃で乗車できる区間長を変化させることにより、遠距離逓減をはかっている（図表5-2参照）。

5.1.3 区間制

ほぼ等距離に区分できる駅を基準として2以上の区間に分割した上で、区間に応じて運賃を算出する制度。

5.1.4 均一制

乗車キロに関係なく運賃を均一とする制度。

5.2 料金割引の概要

鉄道運賃の料金割引は、大別して、①定期旅客運賃、②回数乗車券、③往復割引、④周遊割引、⑤団体割引などがあり、①定期旅客運賃以外については、運輸省への届出制²²となっている。

また、届出制の料金割引については、「鉄道事業法」²³により、その割引率の上限が定められている。（②については2割以内、③～⑤については5割以内）

なお、①定期旅客運賃については、社会政策的な見地から、運輸省による認可制となっている。

5.2.1 定期旅客運賃

定期旅客運賃には乗車距離あるいは、区間ごとに額を定めたものと、普通旅客運賃を基礎として割引率を乗じて算出するものがある。種別としては通勤定期乗車券と通学定期乗車券に分かれる。具体的な割引率については図表5-3のとおりである。

5.2.2 回数乗車券

回数乗車券は、普通乗車券と定期旅客運賃の中間的な料金制度であり、定期旅客運賃と同様に区間を定めて発行される。

通常、11枚つづりに対して、乗車区間の10倍の料金が設定されているが、大手民鉄や営団地下鉄

²² 「鉄道事業法」第16条第4項

²³ 「鉄道事業法」第33条の3及び第34条の1

図表5 1 JR東日本、JR東海、JR西日本の普通旅客運賃

10km以上の区間

			第1地帯	第2地帯	第3地帯
東京・大阪	山手線内・大阪環状線内	営業キロ	~300km		
		賃率	13円25銭		
	その他	営業キロ	~300km	301km~	
		賃率	15円30銭	12円15銭	
幹線	営業キロ	~300km	301km~600km	601km~	
	賃率	16円20銭	12円85銭	7円05銭	
地方交通線	営業キロ	~273km	274km~546km	547km~	
	賃率	17円80銭	14円10銭	7円70銭	

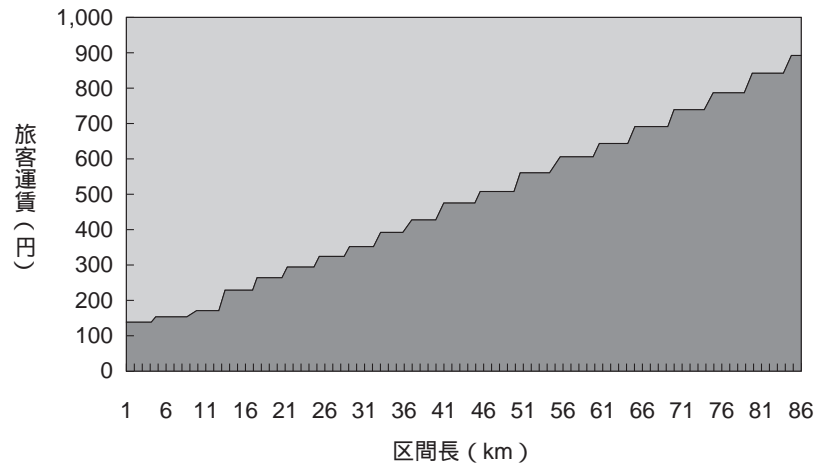
* 運賃 = 営業キロ × 上記賃率 × 1.05

10km以内の区間

		1 km ~ 3 km	4 km ~ 6 km	7 km ~ 10km
電車特定区間	東京	130円	150円	160円
	大阪	120円	160円	170円
幹線		140円	180円	190円
地方交通線		140円	180円	200円

出所：「運輸事業の運賃料金制度」他

図表5 2 小田急鉄道の旅客運賃



出所：「旅客鉄道運賃・料金制度」

などでは、混雑緩和及びオフピーク時の利用を高めるために、より割引率の高い時差回数券や、土・休日割引券が設定されている。具体的な割引額等については図表5 4のとおりである。

5 2.3 往復割引 (JR)

行きと帰りが同一区間、同一の経路で片道の営業キロが600キロを超える場合、行き・帰りの運賃がそれぞれ1割引きとなる(10円未満の端数は切捨)。

5.2.4 周遊きっぷ(JR)

全国67箇所に設定された周遊ゾーン内のJRの特急車の自由席(新幹線の一部は除く)が5日間乗り放題となる「ゾーン券」と出発駅と周遊ゾーンまでを往復する「ゆき券」「かえり券」からなる。

「ゆき券」「かえり券」のそれぞれの営業キロが201km以上ある場合に発売。

「ゆき券」「かえり券」がJR運賃の2割引となる。

図表5 3 定期旅客運賃の割引率(9年4月現在)

	通 勤			通 学			備 考
	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	
J R	51.1%	53.8%	60.0%	71.5%	71.6%	72.5%	加重平均 で算出
民 鉄 (大手15社)	41.5%	44.0%	46.9%	79.9%	80.2%	81.8%	
地 下 鉄 (営団)	36.3%	39.4%	42.6%	65.3%	67.0%	68.8%	

出所:「旅客鉄道運賃・料金制度」

図表5 4 主要な回数券(11年3月現在)

	種 類	値 段	有 効 期 間	使 用 条 件
JR	普通回数券11枚つづり	運賃10枚分の金額	3ヶ月	200km以内の区間
	グリーン車用回数券6枚つづり	実際に利用する経路の運賃・グリーン料金6枚分の値段の約1割引	1ヶ月	200km以内の区間
	新幹線エコノミーきっぷ普通車用50枚つづり	東京都内～大阪市内 603,500円 (約12.2%引)	3ヶ月	東海道・山陽新幹線、東北新幹線、上越新幹線のうち、定められた区間
	新幹線ビジネスきっぷ普通車用25枚つづり	東京都内～大阪市内 304,000円 (約11.6%引)	3ヶ月	東海道・山陽新幹線のうち定められた区間
東急・営団	普通回数券(11枚)	運賃10枚分の金額	3ヶ月	なし
	時差回数券(オフピークチケット)(12枚)	運賃10枚分の金額	3ヶ月	有効期間内の平日の10時～16時に限り使用可能 土・日・祝日12月31日、1月2日・3日は使用できない
	土・休日割引回数券(サンキューチケット)(14枚)	運賃10枚分の金額	3ヶ月	有効期間内の土・日・祝日12月31日、1月2日・3日に限り使用可能

出所:「JTB時刻表 1999年3月号」、「東京急行 旅客運賃表」、「営団地下鉄 営業のご案内」

5.2.5 団体割引

図表 5 5 団体割引の概要 (JR)

		団体の区分	取扱期間	割引率
J R	普通団体	専用列車を利用する場合	通常期 ^{*1}	5%
			閑散期 ^{*2}	10%
		その他の場合	通常期	10%
			閑散期	15%
	学生団体	おとな	通年	50%
		子ども	通年	30%
教職員、付添人		通年	30%	
東京急行	普通団体	鉄道	25人以上	10%
			300人以上	20%
		軌道	25人以上	20%
			300人以上	20%
	学生団体	鉄道	25人以上	20%
			300人以上	30%
		軌道	25人以上	30%
			300人以上	30%
営団地下鉄 ^{*3}	普通団体		26人以上	17%
			300人以上	20%
	学生団体		26人以上	25%
			300人以上	30%

* 1 : 3月1日～5月31日、7月1日～8月31日、10月1日～31日、12月21日～1月10日

* 2 : 閑散期：通常期以外

* 3 : 営団地下鉄では100人までのうち1人が、また101人以上のうち2人が無賃扱いとなる

出所：「JTB時刻表 1999年3月号」、「東京急行 旅客運賃表」、「営団地下鉄 営業のご案内」

6 おわりに

公益事業の料金割引には、電力、ガスなどのピークロード料金に見られるように、事業者の特性に応じて様々な料金メニューが存在する。今後、規制緩和の流れの中、利用者にとって料金メニューの選択肢はますます増えると思われるが、各事業者は、各種各様のサービスを需要家に提示し、需要家に最適なサービスを選択させるといった視点を取り入れ、選択的な料金体系を構築する

必要がある。

しかし、選択的な料金制度は、公共料金における消費者に対する公平の原則からして、他のサービス利用者に悪影響を及ぼす「差別的価格」ではあってはならないといえる。

例えば、都市ガスの大口需要のガス供給の自由化の際において、平成6年1月の総合エネルギー調査会の都市熱エネルギー部会より「小口部門に悪影響が及ばないよう、また、エネルギー間の公

正な競争が阻害されないよう留意し、従来の参入規制と料金制度を見直していくことが望ましい」との報告を受け、改正後のガス事業法では、大口需要向けのガス供給が小口部門に悪影響をあたえるものではないことを明らかにするため、①大口需要向けガス供給に関する事業計画の届出、②大口部門と小口部門の部門別収支計算の届出が義務付けられた²⁴。また、通産省は、届出の審査の結果、必要と認めた場合はガス事業者に対して大口

事業計画の変更・改善命令を出すことができることも明記された²⁵。

このように、料金メニューの多種多様化と、消費者に対する公平の原則の整合性をとるための行政による適切な対応は今後とも必要となるだろう。

ただし、選択的料金の導入の趣旨は、各事業者に自主的な料金制度の導入を促すものであり、法改正が規制の強化につながることは避ける必要があるといえる。

参考文献

植草益 [1991] 『公的規制の経済学』筑摩書房

公共料金研究会編 [1991] 『新しい公共料金政策』ぎょうせい

山谷修作編著 [1992] 『現代日本の公共料金』電力新報社

(電力関係)

東京電力(株) [1998] 『電気供給約款』

東京電力(株) [1998] 『各種選択約款』

関西電力(株) [1998] 『電気供給約款』

関西電力(株) [1998] 『各種選択約款』

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部監修 [1998] 『平成10年版 電気事業便覧』日本電気協会

通商産業省資源エネルギー庁公益事業部編 [1999] 『平成10年度 電力需給の概要』中和印刷株式会社
出版部

植草益編 [1994] 『講座・公的規制と産業① 電力』NTT出版

電気料金研究会編著 [1996] 『市民の新電気料金 制度改革とその仕組み』電力新報社

(ガス関係)

東京瓦斯(株) [1998] 『一般ガス供給規程 (東京地区等)』

通商産業省資源エネルギー庁ガス事業課・ガス保安課監修 [1998] 『ガス事業便覧 平成10年度版』日本ガス協会

植草益・横倉尚編 [1994] 『講座・公的規制と産業② 都市ガス』NTT出版

ガス料金研究会編著 [1996] 『市民のガス料金』ミオシン出版

(電気通信関係)

財団法人マルチメディア振興センター [1999] 『テレコム・サービス料金便覧 < 1999年2月1日現在 >』
情報通信総合研究所

日経コミュニケーション別冊 [1998] 『通信サービス利用ガイドブック 1999』日経BP社

²⁴ ガス事業法 第25条の2 1～2項

²⁵ ガス事業法 第25条の2 3項、第25条の3 2項

醍醐聰編著 [1994] 『電気通信の料金と会計』 税務経理協会
林敏彦/松浦克己編 [1992] 『テレコミュニケーションの経済学 寡占と規則の世界』 東洋経済新報社
（交通関係）
JTB [1999] 『JTB 時刻表 3月号』 JTB
東京急行電鉄(株) [1997] 『旅客運賃表』
帝都高速度交通営団 [1998] 『営団地下鉄 営業のご案内』
運輸省編 [1999] 『運輸白書（平成10年度）』 大蔵省印刷局
運輸省運輸政策局監修 [1996] 『これから旅客運賃 新しい旅客運賃の設定方式』 運輸経済研究センター
金本良嗣・山内引隆編 [1995] 『講座・公的規制と産業④ 交通』 NTT出版